

都市消防委員会  
説明資料

平成30年4月23日

住宅都市局

# 目 次

## 名古屋城眺望景観保全について

	頁
1 背景等 .....	1
(1) 背景と目的 .....	1
(2) 名古屋市景観計画の概要 .....	1
(3) 検討経緯 .....	1
2 名古屋城眺望景観保全の内容 .....	2
(1) 名古屋城眺望景観保全の方針 .....	2
ア 保全すべき眺望景観の選定 .....	2
(ア) 眺望景観の分類 .....	2
(イ) 眺望点の選定条件 .....	2
(ロ) 選定した眺望点と選定理由 .....	2
(エ) 眺望点の位置 .....	3
イ 眺望景観の保全方針 .....	4
ウ 名古屋城眺望景観保全エリアの設定 .....	4
(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限 .....	5
ア 高さに関する制限 .....	5
イ 形態意匠に関する制限 .....	6
(3) 屋外広告物を対象とした行為の制限 .....	6
ア 制限の対象範囲・規模 .....	6
イ 行為の制限 .....	6
3 今後の予定 .....	7
(参考1) 景観法に基づく届出対象となる大規模な建築物・工作物 .....	8
(参考2) 現行の高さ制限 .....	8

# 名古屋城眺望景観保全について

## 1 背景等

### (1) 背景と目的

- ・ 名古屋城は、名古屋の歴史と文化の中心的存在かつシンボルであり、本丸御殿の復元などによりその価値がますます高まる一方、名古屋城周辺の市街化が進展し、高層建物の建設等により、名古屋城の眺望景観が阻害される懸念が増している。
- ・ そこで、眺望の阻害要因を抑制することを目的に、景観法に基づく「名古屋市景観計画」の中に、名古屋城眺望景観保全に関する制限等を追加する。

### (2) 名古屋市景観計画の概要

- ・ 景観計画は、景観法に基づき景観行政を担う自治体が定める。
- ・ 本市では、平成16年の景観法の施行を受け、平成19年3月に「名古屋市景観計画」を策定。市内全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建築行為等の行為の制限に関する事項などを定めている。
- ・ 景観計画区域内で一定の建築行為等を行う場合は、工事着手の30日前までに景観法に基づく届出が必要となる。
- ・ 景観計画で定められた屋外広告物の行為の制限に関する事項は、屋外広告物条例に基づく許可の基準となる。

### (3) 検討経緯

時 期	内 容
平成26年 2月	名古屋市広告・景観審議会に「名古屋城眺望景観保全のあり方について」を諮問
平成26年 6月 ～平成27年 3月	名古屋市広告・景観審議会 眺望景観検討部会で検討 (計4回)
平成27年10月	名古屋市広告・景観審議会より答申
平成27・28年度	測量調査、関係者調整など
平成29年 8月	名古屋市広告・景観審議会に「名古屋城眺望景観保全にかかる名古屋市景観計画の変更等について」を諮問
平成30年 3月	名古屋市広告・景観審議会より答申

## 2 名古屋城眺望景観保全の内容

### (1) 名古屋城眺望景観保全の方針

#### ア 保全すべき眺望景観の選定

##### (ア) 眺望景観の分類

区 分	内 容
パノラマ景観	天守閣展望室から、市街地全体とその周辺を含んで見える眺望景観
背 景 景 観	名古屋城を視対象として、その背景を含めた眺望景観
見 通 し 景 観	名古屋城を視対象として見た時の前景及び両側の眺望景観

##### (イ) 眺望点の選定条件

3つの眺望景観において想定される眺望点の中から、公共性、眺望保全の具体性、継続性といった視点のほか、市民にとって親しみがあること、名古屋城の歴史を体感・体験できることなどの視点により選定

##### (ウ) 選定した眺望点と選定理由

区 分	眺望点の名称	選定の理由
パノラマ景観	① 天守閣展望室	市街地をはじめ遠景には伊吹山や御嶽山などの山々を望む名古屋を代表する眺望点
背 景 景 観	② 本 丸	多くの名古屋城見学者が訪れ、記念写真の撮影ポイントとなっており、名古屋城の歴史を体感・体験できる眺望点
	③ 西 之 丸	
	④ 東 南 隅 櫓	本丸御殿を前景に天守を眺望する、古写真にもある歴史的な眺望点
	⑤ 御 深 井 大 堀	豊かな水をたたえる堀を前景にした美しい眺望であり、古写真にもある歴史的な眺望点
	⑥ 筋 違 橋	
	⑦ 鶉 の 首 堀	
見 通 し 景 観	⑧ テ レ ビ 塔 スカイデッキ	市民から親しまれているランドマークであり、一般開放された知名度の高い眺望点

(エ) 眺望点の位置



(注) 1 基準点とは、視対象の背景に建築物等が視認されることがないようにするために設定する高さ制限の基準となる点を示す。

(注) 2 ②～⑦の眺望点からの眺望における水平方向の範囲は、人間の視野特性に近い $60^\circ$ とする。

## イ 眺望景観の保全方針

区 分	内 容
パノラマ景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天守閣展望室から望む空間的広がりや景観的まとまり、遠景における山並みが阻害されないよう、大規模な建築物・工作物又は屋外広告物の高さ、形態意匠に関する制限を設ける。</li> <li>・ 制限範囲は、建築物・工作物や広告物がはっきりと視認される、天守閣から概ね1 kmまでとする。</li> </ul>
背景景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名古屋城の背景に建築物等が視認されることで歴史的な眺望景観が阻害されないよう、大規模な建築物・工作物又は屋外広告物の高さに関する制限を設ける。</li> <li>・ 制限範囲は、眺望点から1 kmを基本とするが、名古屋城を代表する写真撮影ポイントについては、眺望点から1.5 kmまでとする。</li> </ul>
見通し景観	<p>テレビ塔スカイデッキから名古屋城への視認性を確保するため、見通し景観の重要性について市民又は来訪者の意識を高めていくとともに、建築等の計画の早い段階から協議を働きかけ、地権者の理解を得ながら眺望確保に努め、都心部においては、名古屋城の眺望景観を含めた新たな眺望の魅力創出に取り組む。</p>

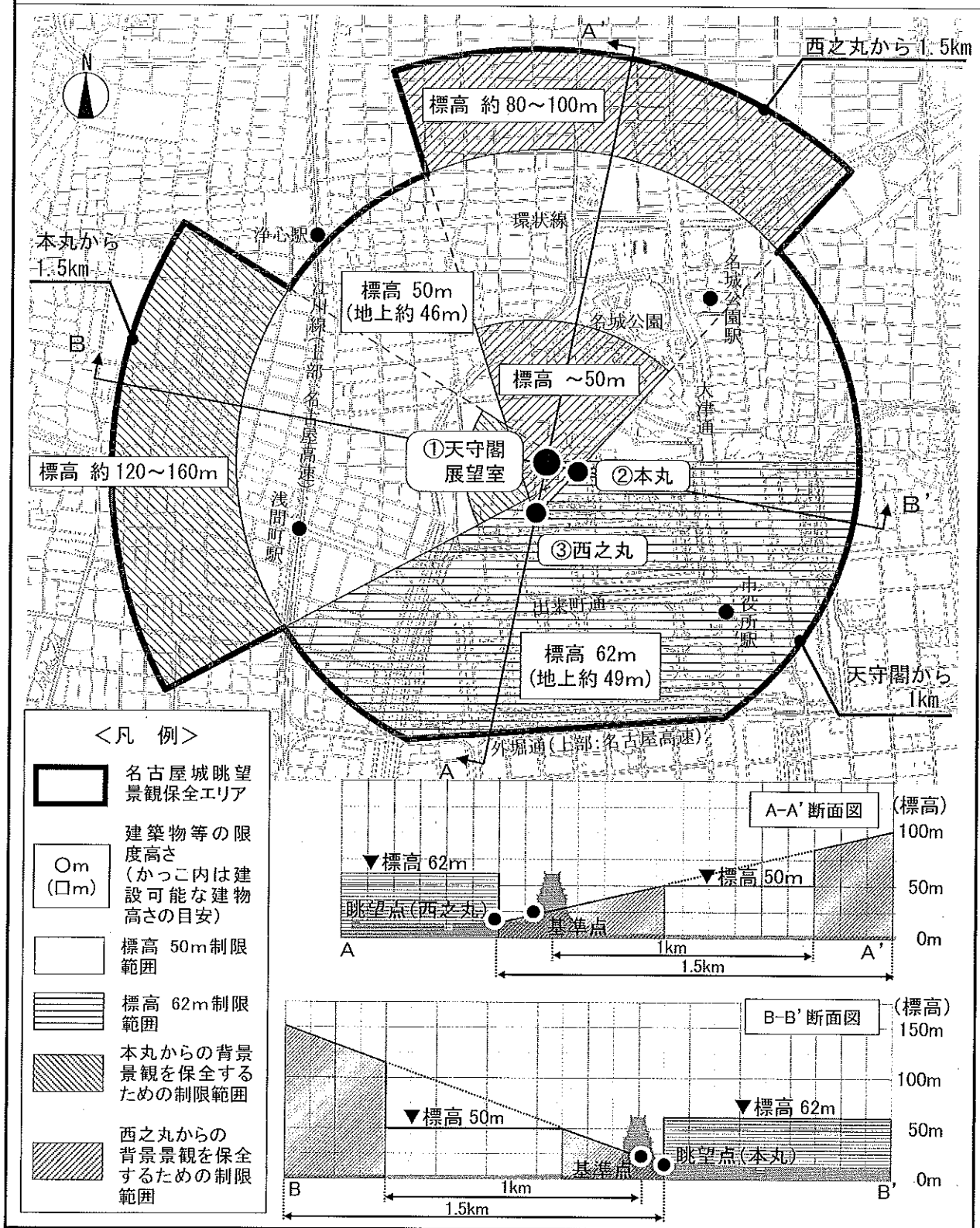
## ウ 名古屋城眺望景観保全エリアの設定

眺望景観の保全方針を踏まえ、大規模な建築物・工作物及び屋外広告物に関する行為の制限を設け、良好な眺望景観の保全を図る地域として「名古屋城眺望景観保全エリア」を設定する。

(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限

ア 高さに関する制限

名古屋城眺望景観保全エリアにおける建築物の各部分（塔屋等を含む）又は工作物の高さは、建築又は設置される位置に応じて、下図の限度高さ以下とする。



備考 天守閣展望室、本丸及び西之丸からの眺望を保全するための高さ制限により、東南隅櫓、御深井大堀、筋違橋及び鶉の首堀からの眺望も保全される。

イ 形態意匠に関する制限

区 分	内 容
基本事項	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1 kmの範囲における建築物又は工作物は、各眺望点から見た名古屋城の眺望景観又は天守閣展望室から見た市街地の眺望景観を阻害しないような形態・意匠・色彩とする。
外 観	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1 kmの範囲における建築物又は工作物の外観の色彩は、彩度を、赤系又は橙系については6以下、黄系については4以下、それ以外については2以下とする。
附属施設	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1 kmの範囲における建築物又は工作物の照明は、点滅するもの、輝度が変化するもの、表示に動きのあるもの、夜景を阻害する高輝度のものを設置しない。

(注) 彩度は日本工業規格による。

(3) 屋外広告物を対象とした行為の制限

ア 制限の対象範囲・規模

名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1 kmの範囲における広告物で、広告物の表示面の先端の高さが地上20mを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10 m<sup>2</sup>を超えるもの

イ 行為の制限

区 分	内 容
高 さ	広告物の地上からの高さは、大規模建築物の高さの最高限度を超えないものとする。
色 彩	彩度8を超える色は、一つの表示面の表示面積の1/2以上には使用せず、地色の明度を9.0以下とする。
照 明	点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物、夜景を阻害する高輝度の広告物は設置しない。

備考 上記の規格に適合しない屋外広告物は許可されない。

(注) 彩度及び明度は日本工業規格による。



### 3 今後の予定

時 期	内 容
平成30年5月～6月	景観計画変更に対するパブリックコメントを実施
平成30年7月頃	名古屋市広告・景観審議会に意見聴取 名古屋市都市計画審議会に意見聴取
平成30年9月頃	名古屋市景観計画の変更・告示 屋外広告物条例施行細則改正

(参考1) 景観法に基づく届出対象となる大規模な建築物・工作物

区 分	内 容
大規模建築物	以下のいずれかに該当する建築物 ・高さが31mを超える建築物 ・延べ面積が10,000㎡(集客施設は3,000㎡)を超える建築物
大規模工作物	以下のいずれかに該当する工作物 ・地上からの高さが31mを超える工作物 ・敷地の用に供する土地の面積が10,000㎡を超える工作物 ・地上からの高さが5mを超える高架道路、高架鉄道 ・幅員が15mを超え、又はその延長が30mを超える橋りょう等

(参考2) 現行の高さ制限

